

第33号議案

春日市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年3月21日

春日市議会

議会運営委員会委員長 高 橋 裕 子

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び刑法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

春日市議会の個人情報の保護に関する条例(令和 5 年春日市条例第 16 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 項ただし書中「。以下」を「。第 20 条において」に改め、同条第 10 項中「以下」を「第 12 条第 5 項において」に、「第 2 条第 8 項」を「第 2 条第 9 項」に改める。

第 12 条第 5 項の表以外の部分中「及び第 29 条」を削り、同項の表中「

第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
------------------	---------------------------------------	--

」

を
「

第 38 条第 1 項第 1 号	又は第 12 条第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 12 条第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 29 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号利用法第 2 条第 10 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき
------------------	---------------------------------------	---

」

に改める。

第 17 条第 1 項各号列記以外の部分中「以下」を「第 3 項において」に改め、同条第 2 項第 1 号ア中「又は報酬、福利厚生」を「若しくは報酬若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第 18 条第 1 項中「議会の保有する」を削り、同条第 2 項中「この章において」及び「この章及び第 48 条において」を削る。

第 27 条第 2 項本文中「この章において」を削る。

第 31 条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 32 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 38 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 48 条において」を削る。

第 39 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 47 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 48 条中「の特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

第 53 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 54 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

第 55 条中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 10 項の改正規定(「以下」を「第 12 条第 5 項において」に改める部分に限る。)、第 12 条第 5 項の改正規定(「及び第 29 条」を削る部分に限る。)並びに第 17 条第 1 項各号列記以外の部分及び第 2 項第 1 号ア、第 18 条第 1 項及び第 2 項、第 27 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 32 条第 3 項、第 38 条第 1 項及び第 2 項、第 39 条第 3 項、第 47 条並びに第 48 条の改正規定 公布の日
- (2) 第 53 条から第 55 条までの改正規定 令和 7 年 6 月 1 日